

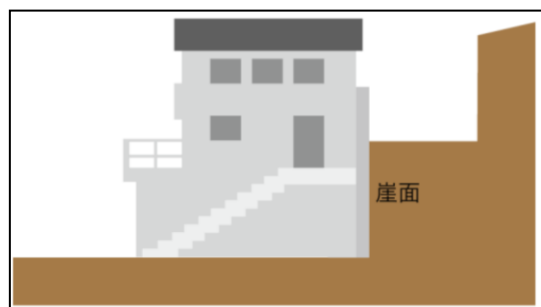
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

盛土規制法の許可が必要な造成工事 施行令第3条及び4条

行為	宅地造成等工事 規制区域	イメージ図	注意事項
土地の形質の変更（盛土・切土）	① 盛土高が1mを超える崖を生ずるもの		
	② 切土高が2mを超える崖を生ずるもの		
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの（①②を除く）		
	④ 高さ30cmを超える盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの		
	⑤ 盛土高が2mを超えるもの（崖が生じない）（②③を除く）		※盛土勾配が水平面に対し30度以下の角度の場合に該当
一時的な土石の堆積	① 高さ2mを超える堆積の面積が300㎡を超えるもの		
	② 高さ30cmを超える堆積の面積が500㎡を超えるもの		

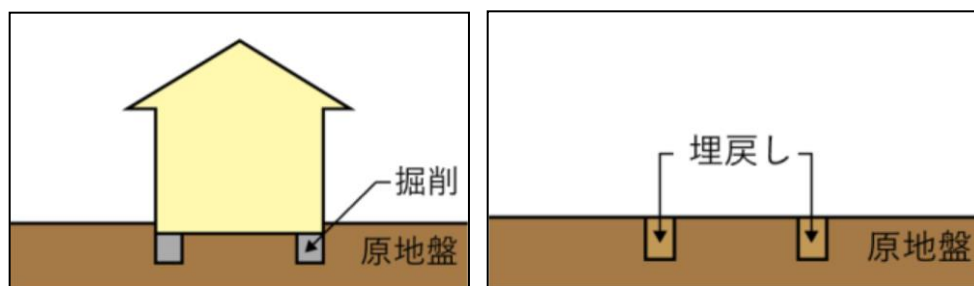
盛土規制法の許可が不要な造成工事

- (1) 建物の一部が擁壁を兼ねる場合



- (2) 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

※埋戻しは地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として扱う。



届け出が必要な工事

1. 次の工事を行う場合は、着手する日の14日前までに区長に届け出なければなりません。(法第21条3項、施行令第26条)
 - (ア) 高さが2mをこえる擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除去
 - (イ) 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除去
2. 規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に区長に届け出なければなりません。(法第21条4項)

盛土規制法の手続き

□計画後の土地で、隣接地や道路を含めて高低差が1mをこえる場合は宅地造成及び特定盛土等規制法許可事前相談書を提出をお願いします。

ただし、開発許可事前相談書の提出が必要な案件は、開発許可事前相談書の中で宅地造成についても確認させていただきますので、盛土規制法許可事前相談書の提出は不要です。

事前相談

約2週間
(14日開庁日)

■必要書類

- ①事前相談書 太枠部の必要事項を記入してください。
- ②位置図 計画地の位置を明示してください。
- ③現況平面図
地盤高（計画地側・隣地側）、建築物及び擁壁・塀等の工作物の位置・高さ・構造等を記入してください。
- ④造成計画平面図・造成計画断面図
切土部を黄色、盛土部を赤色に着色して、色分け表示してください。
現況と計画との高低差、工作物の位置・高さ・構造等を記入してください。
造成地が複雑な場合は断面図が必要になります。

事前相談回答

- 上記の資料を受領後、担当職員が現況照査を行い、最終的に事前相談書の写しをお返しします。
- 許可対象に該当しない場合は、ここで手続きが終了になります。

設計指導

- 造成図 ■法面処理 ■排水施設
- 擁壁設計 ■地盤調査 ■構造計算
- 周辺住民への周知
- 申請書類の準備
(各図面、計算資料、資力信用確認資料、など)

申請書受付

- 申請書受理 ■手数料徴収

許可

- 許可書の交付

着手届の受理

- 標識の設置、工程表・写真撮影計画の提出

中間検査

- 段切り、地盤改良、配筋、出来形 など

工事完了検査

- 完了届の受理 ■完了検査
- 検査済証の交付

許可申請手続

盛土規制法についての相談先 都市整備部都市計画課開発計画係 TEL 03(3579)2557